

事業評価シート

担当課・室長：産業廃棄物課長

事業名	循環資源の適正な処分のための措置
上位施策名	廃棄物・リサイクル対策
1 事業の概要	<p>廃棄物等の発生抑制及び循環資源の適正な循環的な利用の推進のため、循環資源の適正な処分のための措置として、本事業は以下の事業を行っている。</p> <p>改正廃棄物の処理法の円滑な施行 平成12年改正廃棄物処理法は、それまでの数次にわたる法改正の仕上げとして、排出事業者責任の強化、処理業者、処理施設に対する規制強化を行ったところであり、改正法を円滑に施行し、排出事業者の自己責任の下で優良な産業廃棄物処理業者が市場の中で優位に立つ構造改革を進めるもの。</p> <p>PCB廃棄物の適正処理 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、PCB廃棄物処理関連2法の枠組みにより中小企業の処理費用負担軽減等を図るための基金を創設する。</p> <p>優良な民間処理業者の育成 改正廃棄物処理法により排出事業者の責任を徹底する規制強化を行ったところであり、排出事業者は自ら適正な処理を確実に行うか、適正な処理を確実に言い得る優良な民間処理業者をその責任で選択し、処理を委託することが必要となる。これにより、産業廃棄物処理ビジネスの市場の中で競争原理により優良な民間処理業者が優位に立つ構造への転換が図られるが、これを円滑に進めるためには、優良な民間処理業者の選択が的確に行える情報を排出事業者が獲得できるような環境整備を行うことが重要である。</p> <p>このため、処理業者に関する情報提供を推進するとともに、さらに一歩進め、他のビジネスの分野において一般的になっている格付けが市場の中で定着していくことを支援するため、どのような評価項目で格付けを行うかなどを内容とする処理業者の格付け手法について検討するもの。</p> <p>特別管理産業廃棄物処理基準等設定 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物を特別管理産業廃棄物として指定し、廃棄物の適正な処分を確保するために廃棄物処理法に基づく処理基準を設定し、又は見直していく。</p> <p>バーゼル条約対策 バーゼル条約に対応する国内法(バーゼル法、廃棄物処理法)に基づく輸出入の規制により適正な廃棄物との輸出入を確保する。</p> <p>単独処理浄化槽対策について 合併処理浄化槽の整備を通じて、単独浄化槽をなくしていくとともに、地方公共団体、関係省とも連携し、改正法の施行の徹底を図っている。</p>
2 進捗状況	<p>改正廃棄物の処理法の円滑な施行 改正廃棄物処理法の円滑かつ着実な施行を確保するため、下記の事業を実施したところ。</p> <p>廃棄物処理法施行令及び同法施行規則の改正 改正廃棄物処理法の円滑な施行のため、廃棄物処理法施行令及び同施行規則について、法改正の趣旨を踏まえ所要の改正を行う</p>

た。

円滑な法施行を確保するため施行通知を都道府県等あてに発出  
改正廃棄物処理法、同施行令及び同施行規則について、円滑な施行を確保するためには実際に事務を担当する都道府県等職員が改正の趣旨及び改正点並びに運用に当たっての留意点等を十分に把握しておくことが必要であることから、当該事項について記載した通知を作成した。

野積みされた使用済みタイヤの適正処理を確保するため通知を  
発出

改正廃棄物処理法の改正契機の一つともなった廃棄物の不適正処理について、廃棄物である使用済みタイヤ等を有価物等であると称して野積みすることにより生活環境保全上の支障が生ずる等の事案が多数発生したことを受け、廃棄物性の判断の明確化を行うとともに、当該事案について行政処分に基づく厳正な対応を行うよう通知した。

本通知は、使用済みタイヤ以外の物についてもそれが廃棄物に該当するか否かの判断に当たって応用し得るものである。

行政処分の指針及び行政処分の基準をそれぞれ発出  
改正廃棄物処理法により業等の許可要件としての欠格要件が拡大されたこと及び行政処分の対象となる者の範囲が拡大されたことを受け、生活環境の保全を確保する観点から円滑かつ厳正な行政処分が行われるようにするため、行政処分を行うに当たっての留意点等を記載した行政処分の指針を作成した。

また、当該行政処分については、全国一律に実施される必要があることから、違反行為に対する行政処分の内容を地方自治法第245条の9第1項の処理基準として策定した。

#### PCB廃棄物の適正処理

平成13年6月、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」及び「環境事業団法の一部を改正する法律」が可決・成立し、PCB廃棄物の処理に向けた枠組みが整備された。この枠組みにより、PCB廃棄物の処理費用負担能力の小さい中小企業に対する処理費用軽減を行う等の基金（PCB廃棄物処理基金）を、産業界の協力を得つつ国及び都道府県の拠出により創設する。平成13年度は、国及び都道府県よりそれぞれ20億円拠出される予定であるほか、産業界に対しても拠出（金額は調整中）を要請していくこととしている。

#### 優良な民間処理業者の育成

今年度から、他の分野での事例、海外での類似事例等の調査を行い格付け手法について調査を開始することとしている。なお、昨年12月から廃棄物処理法に基づく業務として、適正処理推進センター（産業廃棄物処理事業振興財団）において、全国の産業廃棄物処理業者情報を「産廃情報ネット」としてインターネットで提供開始している。

#### 特別管理産業廃棄物処理基準等設定

平成3年の廃棄物処理法改正で特別管理産業廃棄物の制度が導入されて以来、順次、有害物質を含む廃棄物を特別管理産業廃棄物として追加し、処分基準が変更されてきている。

#### バーゼル条約対策

バーゼル条約の規制を担保するため、廃棄物処理法、バーゼル法に基づく輸出入の承認等の事務を行っており、廃棄物の適正な輸出入

を確保してきている。

単独処理浄化槽対策について  
改正浄化槽法の円滑な施行のために、単独処理浄化槽対策を行っている。浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）が、平成13年4月1日から施行され、浄化槽の定義から単独処理浄化槽が削除され、合併処理浄化槽のみを浄化槽と定義し、浄化槽の新設時においては、合併処理浄化槽の設置が義務づけられるとともに、既設の単独処理浄化槽の設置者にも、合併処理浄化槽への転換が努力義務化された。

合併処理浄化槽の整備を通じて、単独浄化槽をなくしていくとともに、地方公共団体、関係省とも連携し、改正法の施行の徹底を図っている。

合併処理浄化槽の設置整備事業を通じて、合併処理浄化槽を推進しており、新設浄化槽に占める合併処理浄化槽の割合は、平成12年9月末で77.1%に上昇したところである。

改正法の施行に当たっては、合併処理浄化槽の設置事業を積極的に推進するとともに、関係省とも連携し各種の会議を通じて法改正の趣旨の徹底を図っている。平成14年度においては、法改正の内容が定着し、既設の単独処理浄化槽の転換も徐々に進むものと見込んでいる。

### 3 評価

改正廃棄物処理法の円滑な施行  
改正廃棄物処理法は、本年4月1日から完全施行されたところであり、現時点においてその効果を明確に評価することは困難であるが、今回の改正は排出事業者の自己責任を徹底し、安かろう悪かろうの処理から適正かつ確実な処理への転換を図り、市場の中で優良な処理業者が優位に立つ構造改革を実現するもので、これにより廃棄物の適正処理が確保されるようになると考えられ、改正法を円滑に実施することが必要。

改正法施行後、都道府県においては、法の趣旨に従って、違反行為を行った処理業者等に対して業の許可の取消し及び措置命令等の行政処分を積極的に行っており、徐々に効果が現れてくるものと思われる。

産業廃棄物処理ガイドライン策定の普及について  
不法投棄等の不適正処理の減少などの効果は現時点で評価できる段階にはないが、平成12年改正廃棄物処理法が平成13年4月1日に完全施行されるなどの規制強化等により、不適正処理に対して厳正に対処すること、これにより適正処理が確保されることが期待される。

P C B 廃棄物の適正処理  
P C B 廃棄物処理は、高温焼却技術が住民の理解が得られないなどにより、これまで民間事業者を中心とした処理体制の整備が進まず、長期間保管されてきたのが現状である。そのため、主に中小企業を中心として、高圧トランス・コンデンサ等のP C B 廃棄物の紛失・不明が発生している状況にある。P C B 廃棄物の紛失・不明による環境汚染の拡大を防止するためには、適正な保管を確保するとともに適正な処理を促進することが重要である。

そのため、P C B 廃棄物処理関連2法の枠組みにより、処理費用負担能力の小さい中小企業のP C B 廃棄物の処理の促進を図るためその処理費用の軽減等基金の創設は、P C B 廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するうえで不可欠である。

優良な民間処理業者の育成

市場の中で経営上の安定性などの面で信頼できる企業を選択する上で重要な情報として、既に格付けという考え方が様々な分野において定着してきているところであり、今後は、環境分野における企業活動についてもこうした手法が普及していくことが期待される。産業廃棄物処理業の分野においても、民間機関が公正な格付けビジネスを行うことは、市場競争の中で優良な民間処理業者の育成が容易に図られるようにする上で極めて有効である。

このため、格付けの方法について国が調査検討し提示することは、市場の中で競争原理により優良な民間処理業者が優位に立つ構造への転換を進めていくため、効果的かつ重要な事業であると考えられる。

#### 特別管理産業廃棄物処理基準等設定

POPs条約の発効に向けて、POPs廃棄物の適正な処分方策の検討を進めるとともに、国内でもPRTR法等新たな化学物質対策が実施に移されてきていることから、これらに的確に対応した総合的な有害廃棄物管理方策を講じていく必要がある。

#### バーゼル条約対策

国内の規制の強化や処理施設の不足を背景に、国外での処分を指向する事業者が増えていることから、廃棄物を「有価物」と称して輸出し、又は相手国において環境保全上適切な処分が行われないといった脱法行為を防止することが必要である。

#### 単独処理浄化槽対策について

平成14年度においては、法改正の内容が定着し、既設の単独処理浄化槽の転換も徐々に進むものと見込んでいる。単独処理浄化槽の新設をなくしていくための取組は実績を上げてきたが、今後ともその徹底・定着を図ることが重要である。

また既設の単独処理浄化槽の転換についても地方公共団体と連携を図り、推進していくことが重要である。

4 予算事項名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物処理施設整備費補助（合併処理浄化槽分）</li> <li>・ 改正廃棄物処理法円滑施行推進費</li> </ul>
5 対応副施策等	